

京都府外国人材受入れ・共生推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 平成31年4月1日、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が施行され、新たな在留資格が創設されたことに伴い、今後、府内の在留外国人の増加が見込まれる中で、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を推進するとともに、特定技能外国人に加え、研究者等の高度人材や留学生、技能実習生など、多様な外国人材の適正かつ円滑な受入れ・確保を図るため、「京都府外国人材受入れ・共生推進本部（以下「本部」という。）」を設置する。

(所管事項)

第2条 本部は、その目的を達成するため、次の事項について情報共有の上、その必要な対応方針について検討し、連携して取り組むものとする。

- (1) 多文化共生の推進に関する状況・課題把握及び対応に関すること。
- (2) 外国人材の受入れ・確保に関する状況・課題把握及び対応に関すること。

(構 成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、商工労働観光部の事務を担当する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、商工労働観光部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庁内連絡会議)

第5条 本部に、対応方針の具体化を図るため、庁内連絡会議を置く。

- 2 座長は商工労働観光部長の職にある者を、副座長は商工労働観光部副部長（労働担当）の職にある者をもって充てる。
- 3 庁内連絡会議は、別表第2に掲げる職にある者で構成する。
- 4 連絡会議は、座長が招集し、主宰する。
- 5 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 特定の課題について効果的に検討を行うため、当面、庁内連絡会議に次のワーキングチームを置く。

- (1) 多文化共生ワーキングチーム
- (2) 人材確保ワーキングチーム

- 2 多文化共生ワーキングチームのリーダーは国際課長の職にある者を、人材確保ワーキングチームのリーダーは労働政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 ワーキングチームは、別表第3に掲げる職にある者で構成する。
- 4 ワーキングチームは、チームリーダーが招集し、主宰する。
- 5 チームリーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 庁内連絡会議は、必要に応じてその他のワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、労働政策課において処理する。

- 2 庁内連絡会議の庶務は、労働政策課及び国際課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）	別表第2（第5条関係）
企画調整理事 知事室長 危機管理部長 総務部長 政策企画部長 府民環境部長 文化スポーツ部長 健康福祉部長 農林水産部長 建設交通部長 教育庁教育次長 警察本部警務部長 刑事部長 警備部長 市警察部長	知事直轄組織 危機管理部 総務部 政策企画部 府民環境部 文化スポーツ部 健康福祉部 商工労働観光部 農林水産部 建設交通部 教育庁 警察本部 国際課長 危機管理総務課長 災害対策課長 自治振興課長 企画参事 （中部担当・府民協働担当） 人権啓発推進室参事 文教課長 大学政策課長 こども・青少年総合対策室長 地域福祉推進課長 健康対策課長 医療課長 生活衛生課長 薬務課長 中小企業総合支援課長 ものづくり振興課長 経済交流課長 文化学術研究都市推進課長 雇用推進室長 労働政策課長 人材育成課長 観光室長 経営支援・担い手育成課長 流通・ブランド戦略課長 畜産課長 水産課長 指導検査課長 住宅課長 教職員人事課長 学校教育課長 高校教育課長 社会教育課長 広報応接課長 警務課長 生活安全企画課長 地域課長 組織犯罪対策第一課長 交通企画課長 外事課長 市企画課調査官兼次席

別表第3（第6条関係）

<多文化共生ワーキングチーム>

危機管理部	危機管理総務課長 災害対策課長
総務部	自治振興課長
政策企画部	企画参事 (中部担当・府民協働担当)
府民環境部	人権啓発推進室参事
文化スポーツ部	文教課長
健康福祉部	こども・青少年総合対策室長 地域福祉推進課長 健康対策課長 医療課長 薬務課長
建設交通部	住宅課長
教育庁	教職員人事課 学校教育課 高校教育課 社会教育課長

<人材確保ワーキングチーム>

知事直轄組織	国際課長
文化スポーツ部	大学政策課長
健康福祉部	地域福祉推進課長 生活衛生課長
商工労働観光部	中小企業総合支援課長 ものづくり振興課長 経済交流課長 文化学術研究都市推進課長 雇用推進室長 人材育成課長 観光室長
農林水産部	経営支援・担い手育成課長 流通・ブランド戦略課長 畜産課長 水産課長
建設交通部	指導検査課長